

改正 平成26年10月21日条例第50号 平成27年12月25日条例第62号
平成28年10月25日条例第51号

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例をここに公布する。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例

題名改正〔平成26年条例50号〕

沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成19年沖縄県条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成26年条例50号〕

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（認定こども園の類型）

第3条 認定こども園の類型は、次のとおりとする。

（1）幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 法第3条第2項第1号に該当するもの

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの

（ア）法第3条第4項第1号イに該当するもの

（イ）法第3条第4項第1号ロに該当するもの

（2）保育所型認定こども園 法第3条第2項第2号に該当するもののうち、当該施設が保育所であるものをいう。

（3）地方裁量型認定こども園 法第3条第2項第2号に該当するもののうち、当該施設が保育機能施設であるものをいう。

一部改正〔平成26年条例50号〕

（法第3条第1項の条例で定める要件）

第4条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

（1）施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。

（2）施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

（3）子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

（4）別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

一部改正〔平成26年条例50号〕

（法第3条第3項の条例で定める要件）

第5条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

（1）次のいずれかに該当する施設であること。

ア 連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各

号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

一部改正〔平成26年条例50号〕

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

一部改正〔平成28年条例51号〕

(認定こども園の職員資格に関する特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表の第1の1本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同表の第2の1、2及び4の規定にかかわらず、同表の第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

追加〔平成28年条例51号〕

3 別表の第2の2の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

追加〔平成28年条例51号〕

4 別表の第2の4（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は保育士の資格を有する者とともに教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する場合（小学校教諭の普通免許状を有する者が満5歳以上の子どもに係る当該保育に従事する場合を除く。）を除き、保育に従事してはならない。

追加〔平成28年条例51号〕

5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表の第2の1、2及び4の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、また、当該者は保育士の資格を有する者とともに保育に従事する場合を除き、保育に従事してはならない。

追加〔平成28年条例51号〕

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	別表の第2の2の規定により置かな	小学校教諭又は養護教諭の普通免許
-------	------------------	------------------

	なければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	状を有する者
附則第4項	別表の第2の4（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	別表の第2の1、2及び4の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

追加〔平成28年条例51号〕

附 則（平成26年10月21日条例第50号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月25日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

施設の設定及び運営に関する基準

第1 職員配置

- 1 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する者は、常時2人を下回ってはならないこと。
- 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならないこと。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とすること。

第2 職員資格

- 1 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならないこと。
- 2 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者であること。ただし、当該従事者は、その併有に努めること。
- 3 2の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならないこと。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、学級担任とすることができること。
- 4 2の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないこと。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするることができること。

- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならないこと。

第3 施設設備

- 1 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていること。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たす場合は、この限りでないこと。
- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積（2学級以上にある場合は、同表の右欄に掲げる式により算定した面積）以上でなければならないこと。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、4本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、4本文及び9）に規定する基準を満たすときは、この限りでないこと。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならないこと。
- 4 3の保育室及び遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならないこと。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が2本文に規定する基準を満たすときは、この限りでないこと。
- 5 3の屋外遊戯場の面積は、次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たさなければならないこと。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって(1)に掲げる基準を満たすときは(2)に掲げる基準を満たすことを要せず、又は既存の施設が幼稚園型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって(2)に掲げる基準を満たすときは(1)に掲げる基準を満たすことを要しないこと。
- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる式により算定した面積に満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき3.3平方メートルを加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 6 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にある場合は、3の規定にかかわらず、次の(1)から(4)までに掲げる要件の全てを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所をもって屋外遊戯場に代えることができること。
- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 5に規定する基準を満たす場所であること。
- 7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもの食事を提供するときは、当該認定こども園内

で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合に限り、3の規定にかかわらず、3に規定する調理室を設けて行うことに代えて、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、3の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

9 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、3の規定により設けるものとされる施設設備のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならないこと。この場合において、乳児室及びほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならないこと。

第4 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

- (1) 教育及び保育の基本及び目標
- (2) 認定こども園として配慮すべき事項
- (3) 教育及び保育の計画並びに指導計画
- (4) 教育及び保育の環境の構成
- (5) 日々の教育及び保育の指導における留意事項
- (6) 小学校教育との連携

第5 保育者の資質向上等

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならないこと。

第6 子育て支援事業

- 1 認定こども園は、子育て支援事業の実施に当たっては、あらかじめ教育又は保育に従事した経験が豊富な職員のうちから、当該事業を担当する者を定めること。
- 2 認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを実施しなければならないこと。

第7 管理運営等

- 1 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならないこと。この場合において、幼稚園型認定こども園のうち第3条第1号イに掲げるものについては、幼稚園又は保育機能施設の長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができること。
- 2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならないこと。
- 3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労状況等の地域の実情に応じて定めなければならないこと。
- 4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならないこと。
- 5 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うこと。この場合において、県及び市町村との連携を図り、これらの子どもの受入れに適切に配慮しなければならないこと。

- 6 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えとともに、園内において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならないこと。
- 7 認定こども園は、自己評価並びに保護者及び地域の住民等によって行われる評価において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならないこと。
- 8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。

一部改正〔平成26年条例50号・27年62号〕